

【交通事故】 知っていると便利

- 1 交通事故に遭い治療していましたが、相手方加入の保険会社から3ヶ月経ったのでこれ以上治療費は払わないと言ってきましたが、どうしたらよいのでしょうか。

最近、このような事案が多いと思います。保険会社は、治療を続ける特別な事情がないかぎり、頸椎捻挫などについては、3ヶ月で治療費の打ち切りを言ってきます。軽微な事故であれば1ヶ月で治療費支払の打ち切りを言ってくることもあります。

本来、交通事故の被害に遭った場合、病院の治療費については、病院で治療してもらった被害者が治療費を支払い、被害者が支払った治療費を自賠責保険会社に請求するというのが原則ですが、相手方が任意保険に加入していた場合には、一括払といって、任意保険会社はその治療費を被害者に代わって一旦立て替えて支払い、任意保険会社が被害者に代わって立て替えた治療費を自賠責保険会社に請求するという制度です。いわば、任意保険会社のサービスのようものです。

したがって、任意保険会社から治療費を打ち切られた場合、特別の事情がないと治療費の打ち切りに対して異議は言えないのが原則です。

当事務所では、上記のような事情があっても、任意保険会社に対し、治療の必要性を主張して治療費打ち切りを延期してもらっている案件も多数あります。

- 2 任意保険会社から治療費を打ち切られたのですが、まだ痛くて治療を続けたいのですがどうしたらよいのでしょうか。

相手方に対し、調停を申し立てて、簡易裁判所で話し合いで解決するか、地方裁判所に訴訟を提起して裁判所の判断を求めるしかありません。

このような場合専門的な交渉になりますので、弁護士に依頼して調停、訴訟に臨むのがよいと思われます。



3 保険会社から示談案の提示があったのですが、どうしたらよいのでしょうか。

保険会社の示談案は、一般的には、保険会社内部の基準に基づいて損害額を提示してきます。弁護士の場合、裁判所と同じ基準で損害額を提示します。保険会社の提示と弁護士の提示には、慰謝料額等について大きな開きがあります。保険会社の提示には、弁護士費用や遅延損害金などは入っていません。過失割合についても見解が違う場合が多いのが現実です。最近では、保険会社の示談提示には、弁護士、裁判官の多くが参考になっている「赤い本」の基準の80%を提示してくるのが一般的です。したがって、100%の請求をするには、訴訟や調停により解決するしかない場合も多くあります。

被害者が弁護士特約の保険に加入している場合には、弁護士に依頼して、損害賠償請求の交渉、調停、訴訟をしてもらうことをお勧めします。

